

議第77号

高山市芸術文化顕彰について

高山市芸術文化顕彰及び奨励に関する条例（昭和50年高山市条例第58号）第3条の規定により、次の者を高山市芸術文化顕彰を受けるものを選定したいので同意を求める。

令和3年9月27日提出

高山市長 國島 芳明

記

団体名 高山少年少女合唱団
設立年月日 昭和45年7月1日